

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。 。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 〓 二十六 （略） 二十六の二 <u>ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤</u> 二十六の三 〓 二十六の九 （略） 二十七 〓 三十 （略）	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。 。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 〓 二十六 （略） 二十六の二 〓 二十六の八 （略） 二十七 〓 三十 （略）

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一、十四の三 (略)

十四の四 O・エチル〓S・一・メチルプロピル〓 (二・オキソ・三・チアゾリジニル) ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート) 及びこれを含有する製剤。ただし、O・エチル〓S・一・メチルプロピル〓 (二・オキソ・三・チアゾリジニル) ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。

十四の六、十五の二 (略)

十五の三 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメ

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一、十四の三 (略)

十四の四 O・エチル〓S・一・メチルプロピル〓 (二・オキソ・三・チアゾリジニル) ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート) 及びこれを含有する製剤。ただし、O・エチル〓S・一・メチルプロピル〓 (二・オキソ・三・チアゾリジニル) ホスホノチオアート一%以下を含有するものを除く。

十四の六、十五の二 (略)

十五の三 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメ

クチンとして二%以下を含有するものを除く。

十六～二十八の十 (略)

二十八の十一 三・(六・クロロピリジン・三・イルメチル)・一・三・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド及びこれを含有する製剤。ただし三・(六・クロロピリジン・三・イルメチル)・一・三・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド・五%以下を含有するものを除く。

二十八の十二～二十八の十三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものをのぞく。

(1) (28) (略)

(29) (RS)・二・シアノ・N・「(R)・

クチンとして一%以下を含有するものを除く。

十六～二十八の十 (略)

二十八の十一～二十八の十二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものをのぞく。

(1) (28) (略)

2 (略)	三十三 百九 (略)	(42) (130)	する製剤	別名フエンプロパトリン) 一%以下を含有	メチルシクロプロパンカルボキシラート)	エニル)メチル二・二・三・三・テトラ	(41) (RS)・シアノ・(三・フェノキシフ	(30) (40)	クロシメツト)及びこれを含有する製剤	「・三・三・ジメチルブチラミド(別名ジ	一・(二・四・ジクロロフェニル)エチル
2 (略)	三十三 百九 (略)	(40) (128)						(29) (39)			